令和３年度（2021年度）4月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
1	魚町１丁目の鈴屋旧地の開閉の件	松阪市が観光客を招き入れるには宣長関係のものをフルに活用していくべきではないかと思います。宅地並びに見庵宅も大いに活用すべきではないでしょうか。	ご案内の鈴屋旧地は、本居宣長宅跡として公益財団法人鈴屋遺蹟保存会が管理しております。現在の管理上、ご指摘の通りの運用となっておりますが、今後も本居宣長関係の文化財と魚町1丁目にある文化財の価値の周知を図り、地域の方々や観光客に親しんでいただけるよう考えております。	文化課 電話：53－4393
2	三井家発祥地の件	松阪市内に唯一残る用地であり、せっかく松阪へこられた方々に見学の機会を与えていただきたいと思います。毎日がむずかしければ日曜日でもみえるように善処方よろしくお願い申し上げます。	三井家発祥地につきましては、松阪市では昭和31年に市指定史跡に指定し、解説板の整備やパンフレット等の作成により、文化財としての価値の周知に努めてまいりました。一方、内部の非公開は、所有者のご意向によるものですので、ご理解いただきますようお願いします。	文化課 電話：53－4393
3	都市宣言と市内の小中学生の学び	ご承知のとおり、松阪市には６本の都市宣言があります。これは16万人市民総意によるものであり、松阪市の目指すきわめて重要なものとして位置づけられております。市内小中学生がそれを学習されてみえると思います。市教育委員会として指導され、年内活動の総括をされ、次年度に向けて取り組まれていると思います。つきましては、令和２年度の実施例をご紹介ください。	学校教育においては、宣言そのものを学習するのではなく、人権教育、男女共同参画、平和教育、交通安全など、それぞれの分野において、児童生徒の発達段階に応じた学習を進めています。以下、主な取組の内容を紹介させていただきます。 １　交通安全都市宣言 市内の学校では、自他の生命を尊重し、安全に行動できる子どもを育成するため、特別活動や総合的な学習の時間等を活用し、発達段階に応じた交通安全教育を計画的、継続的に進めています。また、交通安全教育指導員「とまとーず」や自動車学校などに依頼し、交通安全教室を実施する等、地域や関係機関と連携した取組も進めています。 ２　暴力追放都市宣言 市内全ての小中学校におきまして、社会性や規範意識、善悪を判断する力や他者を思いやったり、命を大切にしたりする心情等を育むため、学校が家庭、地域と連携し、道徳教育を進めています。 また、学校生活全体を通し、人間関係を形成する力や社会性を育むための取組を進めています。	学校支援課 電話：53-4385

令和３年度（2021年度）4月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
3	都市宣言と市内の小中学生の学び	ご承知のとおり、松阪市には６本の都市宣言があります。これは16万人市民総意によるものであり、松阪市の目指すきわめて重要なものとして位置づけられております。市内小中学生がそれを学習されてみえると思います。市教育委員会として、どう指導され、年内活動の総括をされ、次年度に向けて取り組まれていると思います。つきましては、令和２年度の実施令をご紹介ください。	３　青少年健全育成都市宣言 各中学校地区等に青少年健全育成会があり、地元自治会やPTAの方々と連携して、管内パトロールや講演会、環境美化活動を行い、青少年の健全育成のために活動しております。 ４　非核平和都市宣言 市内の学校では、社会科を中心に、様々な教育活動の場面において、「平和」についての学習が進められています。子どもたちは、学習を通して、「生命の尊さ」、「戦争の悲惨さ」、「平和の大切さ」について学び、学んだこと考えたことをまとめたり、集会などの場で発表したりする姿があります。 ５　人権尊重都市宣言 人権教育は、すべての教育活動の中で行われ、子どもたちに「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力」を育むことを目的としています。差別解消推進３法にある部落差別、外国人差別、障がい者差別など、あらゆる差別の解消に向けて取組を進めています。昨年度は、新型コロナウイルス感染症にかかる差別・偏見をなくす学習が、各校で積極的に進められました。 ６　男女共同参画都市宣言 男女共同参画にかかる教育では、男女が本質的な平等と人格の尊重を基盤とし、主体的に個性や能力を伸長し、対等なパートナーとして責任を分かち合える社会の形成をめざしています。市内の学校では、家庭科を中心に、あらゆる教育活動を通じて、児童生徒の発達段階に応じ、男女の平等や相互の理解、男女が共同して社会に参加することや男女が協力して家庭を築くことの重要性についての指導の充実を図っています。	学校支援課 電話：53-4385

令和３年度（2021年度）4月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
4	隣家空家のため火災に心配しております	小生宅の両隣は空家で、１軒は持主不明、もう１軒は貸家で大家しらずです。両家と中電の配線があり、出火なり放火に大変心をいためておる者で、市内には約3,000戸の空き家があるように聞いております。 もちろん私有の物件であり、法律もないわけですから行政として対処の方法はないわけですが、何らかの対処法をよろしくお願いします。 国の方で空地対策、未相続地対策、法改正も検討されているようです。今後、空家は増える一方に感じておる次第です。 リアルに市民に接してみえ市町村単位でどう対応すべきかも全国の市長会あるいは県内の市町長会議で早急に対処方検討ください。尚「明るいわ！楽しいわ！松阪やわ！」の中でどういった基本計画に入っているかお教え下さい。	全国的に空き家が増加し、問題化されてきたことから、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成27年に施行されました。本市でも適切に管理されていない空き家に関する地域住民からの相談が増えてきたことから、平成30年度に建設部建築開発課に空家対策係を新設し、空き家についての総合的な相談窓口として対応を行っています。 平成31年2月に本市の空き家対策の基本方針となる「松阪市空家等対策計画」を策定し、3,109軒の空き家が市内に存在することを把握しました。5年間の計画期間を通して、それらの空き家を増加させないことを目標に、空家等の管理、活用、解消の取組を計画的に進めています。 （※松阪市空家等対策計画は、令和3年2月に策定された市の最上位計画である「松阪市総合計画」の目的との整合を図っており、総合計画では政策「６.快適な生活」の施策「④都市空間・住環境の整備」に位置付けています。総合計画書 87～88頁参照。） 具体的な取組として、周囲に悪影響を及ぼしている空き家の所有者には適正管理を求めるなどの管理啓発のほか、空き家の解消については、空き家の解体費用を補助する「不良空家等除却促進補助金」を令和元年度から開始しました。また、空き家の活用については、利用可能な空き家と利用希望者をマッチングさせる「空き家バンク」を、従来から実施している中山間地域以外の市内全域を対象にする「松阪市まちなか空家利活用促進制度」として令和2年度に開設しました。 今後も空き家はますます増えていくことが予想されますので、国、県、その他関係団体と連携・協働を進めながら対処を図ってまいります。	建築開発課 電話：53-4174

令和３年度（2021年度）4月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
5	市職員さんのネームプレートの表示の件	松阪市役所には非正規職員さんが一定程度おみえになります。昨年４月から国の方針を受けいわゆるパート或いはアルバイトさんは会計任用制度職員になりました。本日、正規の職員であれば当然しってみえると思い質問しましたら、トンチンカンの反応でしたので、生来気が短い者ですからムカッートきました。グットこらえて「会計年度任用職員さん」とききましたら、そうですとのことでした。小生みたいな気短な市民もおりますので、お互い気まずくならないよう会計任用職員の表示をよろしくお願いします。	この度は、会計年度任用職員の対応について配慮が至らずご不快な思いをさせることとなり、誠に申し訳ございませんでした。 申し上げられますとおり、身分を明確にすることにより、より良いサービスにつながると認識し、会計年度任用職員の名札には「会計年度任用職員」と明記するようしたいと思います。	職員課 電話：53-4221
6	3/31付県の教員異動の記事の件	毎年、先生方の昇任や異動等の新聞報道がありますが、「指導教諭」なる項目がありましたが、どのような教員なのかおしえて下さい。 又、中学校では学年主任とか教科主任とかあるようですが、その役割も又そのような職務にはすべての先生ではなく、正規職員がつかれるのでしょうか。	学校に置かれる職員は、主に校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員とされています。校長と教頭以外には講師等の非正規の職があります。 また、都道府県の判断により副校長、主幹教諭、指導教諭の職を設置することができます。いずれも正規職員です。 なお、指導教諭は、三重県においては、「授業を受け持ちつつ、自校を中心に必要に応じて地域内の教員の資質向上、授業力の向上に向けた指導助言を行います。」としています。 主任等については充て職であり、例えば、指導教諭・教諭をもって充てる職は、小中学校では、教務主任・学年主任・保健主事・生徒指導主事・進路指導主事とされています。	学校教育課 電話：53-4386

令和３年度（2021年度）4月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
7	春の交通安全週間について	4/6から春の交通安全週間がスタートしました。松阪市における小中学校での交通安全教育がどうなっているかおしえて下さい。又、地域との共同の取組みも。	松阪市における交通事故減少への取組、および交通ルール厳守への啓発について、喫緊の課題であることは、ご承知の通りと存じます。松阪市では、より住みやすく、魅力あるまちにするための都市宣言として、６本の柱の１つに「松阪市交通安全都市宣言」を掲げております。また、安全・安心なまちづくり実現のために、地域と行政、および関係機関・団体が一体となった取組を進めているところでございます。 市内小中学校における交通安全教育につきましては、「春の交通安全運動（週間）」の周知を行うとともに、自他の生命を尊重し、安全に判断、行動できる子どもを育成するために、特別活動や総合的な学習の時間を主としたあらゆる教育活動の中で、発達段階に応じた交通安全教育を計画的、継続的に進めております。また、交通安全指導員「とまとーず」や自動車学校を活用した交通安全教室の実施や、地域のボランティア等との連携による登下校の見守り、指導に取り組んでおります。 今後も、交通事故のない社会の実現を目指し、地域や関係機関と連携しながら、取組を進めてまいります。	学校支援課 電話：53-4385
8	松阪市の法定化された委員会等に関する質問について	市としては法定化された委員会、たとえば選挙管理委員会、農業委員会等があります。 令和3年4月1日現在の当市の上記委員会等における女性割合をお教えいただきたくお願い申し上げます。	松阪市の審議会等における女性委員の登用状況につきまして、令和3年4月1日現在、松阪市選挙管理委員会は25.0%、松阪市農業委員会は10.5%、松阪市教育ビジョン検討委員会は36.4%、松阪市文化財保護審議会は30.8%でございます。	人権･多様性社会課 電話：53-4339

令和３年度（2021年度）4月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
9	コロナウイルスによる市議会選挙の件	7月25日に松阪市議会選挙が行われます。そこで、例えば老人養護施設での期日前投票は実施されたケースが過去にありましたでしょうか。 クラスターが発生し、入院患者がおり、他の疾病者の期日前投票と同じ手法で行われるのか。 更に、県下であまり報道されてませんが「患者療養ホテル」での有権者はどうされるのか。	１．老人養護施設での期日前投票の実績について 老人養護施設では、都道府県選挙管理委員会から指定を受けた病院や老人ホーム等に入院・入所中の有権者は、施設内で不在者投票を行うことが可能です。松阪市内では３３ヵ所の施設が指定を受けているほか、市外の指定施設に入院・入所中の場合であっても同様に不在者投票を行うことが可能であるため、期日前投票は実施しておりません。 ２．クラスターが発生している病院の入院患者と他の疾病者の期日前投票の手法について 都道府県選挙管理委員会から指定を受けた病院に入院中であれば、前述のように不在者投票を利用していただきます。 ３．患者療養ホテル宿泊者の投票について 患者療養ホテル宿泊者の投票については、外出ができない限り投票することはできない状況となっております。総務省からの特例措置等が発令されるようであれば、最大限の対応をしていきたいと考えております。	選挙管理委員会事務局 電話：53-4411
10	宣長十講を社会福祉会館の３階で？	「宣長十講」が従前どおり多くの参加者、又、利便性の高い現在の社会福祉会館を利用できるように配慮していただきたくお願い申し上げます。	宣長十講は、公益財団法人鈴屋遺蹟保存会が運営する本居宣長記念館の事業ですので、いただきましたご意見は同館にお伝えします。	文化課 電話：53－4393
11	産業振興センターの展示の件	従来の三井家の関係以外に「日本橋今昔」としての新しい展示がなされました。以下2点をよろしくお願いします。 ①画像装置がありますがビデオをみるのにどのような手順でやるのか不明確であり、小生も事務所の人を呼び起動させました。手順書をきっちり作成願いたい。 ②イスがありません。全部拝見したら１時間以上はかかると思います。早急に対処願いたい。今の状態では逆効果であります。	「豪商のまち松阪と江戸・日本橋」常設展示につきましては、三井家をはじめ、松阪にゆかりのある日本橋界わいの老舗企業の情報発信をするため、新たにリニューアルオープンをいたしました。 ご意見いただきました映像コーナーの操作手順についての説明、観覧するためのイスの設置につきましては、ご観覧いただいた方からの意見もあり、現在、設置しておりますので、松阪市産業振興センターにお立ち寄りの際にはぜひともご活用いただきますようよろしくお願い申し上げます。	商工政策課 電話：53-4361

令和３年度（2021年度）4月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
12	人権・多様性社会課とは何をする課？	令和3年度より、人権男女共同参画課がなくなり、標記の課に名称変更されました。 人権が尊重され、多様な生き方が100％認められ、すべての人が自分らしく生きられる地域社会の実現を目指すとのことですが、下級市民にもわかるような日常的にリアルに生活している「くらし」の事例に基づいて説明していただけるとありがたいのですが。男女共同参画社会の実現の「ちかみち」は、意思決定のポジションに多数の女性職員を松阪市役職に配置することです。	令和3年度より人権・男女共同参画課から人権・多様性社会課に組織機構の変更によりまして名称が変わりました。 事業といたしまして市民一人ひとりが希望あふれ安心して暮らせるまちづくりをめざした人権施策や、性別にかかわらず、個性と能力を発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる社会をめざした男女共同参画施策や、外国人住民と日本人住民が異なる文化や習慣を理解・尊重し、互いに協力し合う社会をめざした多文化共生、誰も自殺に追い込まれることのない社会をめざした自殺対策について、講演会やパネル展、街頭啓発などを行い、市民への意識の高揚に努めております。	人権･多様性社会課 電話：53－4339
13	コロナに対するワクチンの接種状況の件	標記の件ですが、国の怠慢により大幅に接種が遅れておりますが、次の方々の接種状況についておしえて下さい。 2021.4.21現在 1医療従事者、2介護従事者、3基礎疾患を有する者、4後期高齢者、5前期高齢者の対象者数、接種済者、接種率。 その他、松阪・多気・明和・大台の1市3町の5月上旬以後の予約日別の接種予定者をおしえて下さい。	令和3年4月21日時点での医療従事者等の対象者数等については以下の通りです。当市で把握していない事項が多く、大変申し訳ございません。 対象者数　接種済者数　接種率 医療従事者　不明　不明　不明 介護従事者　不明　不明　不明 基礎疾患を有する者　不明　不明　不明 後期高齢者　25,298　不明　不明 前期高齢者　23,001　不明　不明 ※後期高齢者は75歳以上、前期高齢者は65歳以上75歳未満として集計 また、5月上旬の予約日別の接種予定者数ですが、当市では予定者数は非公表とさせていただいております。なお、4月21日時点での5月・6月分の予約受付数は6,293回でした。	健康づくり課 電話：20-8087

令和３年度（2021年度）4月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
14	松阪郷土資料室管理の件	4/21旧原田二郎家見学、貴重な資料を拝見しました。 当然のことですが、郷土資料室の管理する史資料、写真等は寄贈者別や年代別にすべて目録を作成済みだと思いますので教えて下さい。又、刊行されたものもよろしく。又、耐火性ある保管設備だと思いますがどこの倉庫でしょうか。	郷土資料室が作成、刊行した目録類は次の通りです。 ・所蔵文書目録〔第1集〕松阪市史編さん室文書 ・所蔵文書目録〔第2集〕家別文書1「出口家文書」「小泉家文書」 ・所蔵文書目録〔第3集〕家別文書2（12家） ・所蔵文書目録〔第4集〕家別文書3「松阪市大足町 川口家文書」 ・所蔵文書目録〔第5集〕家別文書4「松阪市曲町 小泉家文書」「松阪市黒田町 土屋家文書」 ・所蔵文書目録〔第6集〕家別文書5 写真史料「神田文書」 ・所蔵文書目録〔第7集〕家別文書6「松阪市殿町 久留家史料」 ・所蔵文書目録〔第8集〕家別文書7「松阪市山下町 水谷家文書」 ・所蔵文書目録〔第10集〕家別文書9「旧飯高町地域-乙栗子・森・猿山・田引-古文書群」 ・所蔵文書目録〔第11集〕家別文書10「松阪市清水町 乾家文書」 なお、目録に掲載された史資料類は、松阪市福祉会館地下に収蔵しております。	文化課 電話：53－4393
15	松阪城跡表門の井戸の件	表記の井戸ですが、平成6年3月に松阪市教育委員会の説明文がありますが、以前から３行目迄文字がマモウしておりますので内容が不明です。よって早急に対処していただきたい。 尚、城跡に３本の井戸がありますが３本とも井戸の機能があるのか教えてください。	さて、ご指摘のありました説明文の件は、早急に対応してまいります。当面の間、応急的な対応となりますことにご理解をいただければと存じます。 次に、城跡内にある３本の井戸の件ですが、現在、井戸として機能があるかどうか不明です。	文化課 電話：53－4393

令和３年度（2021年度）4月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
16	4/22鈴木英敬県知事の発言の件	知事の定例記者会見で令和の天皇は126代という発言ありました。 現在、松阪市内の中学生が学ぶ歴史教科書では令和天皇は何代目であると記載されているのかお教えいただきたくよろしくお願いします。 又、生徒から質問されて教科書に記載されていなければどのように答えてみえるのかも含め、対応方よろしくお願い申し上げます。	市内の中学校では、学習指導要領に基づき、歴史的分野の目標である「社会的事象の歴史的な見方・考え方を働かせ、課題を探求したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の育成」をめざして学習を進めています。 ご指摘の「歴史分野の教科書には、天皇が何代であるか」については、現在使用しております教科書に記載はございません。また、生徒からそのような質問があっても、歴史の捉え方には諸説あることから、明確な回答はできないものと考えております。 「天皇の地位」については、日本国憲法に定める国事行為など、児童生徒に理解しやすい事項を取り上げ、歴史に関する学習の関連も図りながら、「日本国統合の象徴としての天皇」についての理解と天皇への敬愛の念を深めるように指導をしています。 今後も、学習指導要領を踏まえ、児童生徒が社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を多面的・多角的に捉えることができるよう学習を進めていきたいと考えますので、ご理解ご支援をどうぞよろしくお願いいたします。	学校支援課 電話：53-4385

令和３年度（2021年度）4月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
17	防災無線についての要望	いつも、市民のためにありがとうございます。 防災無線の関係でお願いがあってメールさせていただきました。 以前から防災無線については、多くの市民から、遠くて聞こえないとか、音が跳ね返ってきて聞こえないとか、家に不在時はそもそも聞きようがないとか、さまざまな不満があります。 いっぽうで一定のメリットも理解していますので、ひきつづき、防災無線の運用は、お願いしたいところです。 その中で、お願いしたいこととして、他の自治体ではやり始めていますが、メールやLINE等でも、防災無線での配信情報を流してもらうことはできないでしょうか？ 防災無線で流している情報を配信することをいったんの目的として平時から行政から市民に情報配信できる仕組みを構築できておけば、災害時などに重要な情報の配信をする際にも役立つのではないでしょうか？ また、デジタル化という位置づけにもできるかと思います。 世の中の流れにそう施策にでもできると思いますので、ご検討のほどよろしくお願いします。	防災行政無線屋外拡声子局（以下　防災無線）は、屋外にいる方に向けた放送であることから、室内では聞こえにくい設計となっております。また、屋外につきましても、雨・風の状況や、周辺環境の建物の大きさ等により影響を受け、音声がこもったり、二重に聞こえたりすることがございます。このことから、放送内容が聞き取りにくい場合や場所があるのが実情です。そこで、本市では、防災無線から放送した内容を電話で聞き直す「防災行政無線テレホンサービス（電話番号0598-25-6045）』をご用意していますので、聞こえにくかった場合などにご利用ください。 また、本市では、情報伝達手段として、防災無線以外に、緊急速報メール（エリアメール）があり、避難に関する情報や緊急地震速報、国民保護法に関する情報（弾道ミサイル情報等）が発信されます。加えて、登録制ではありますが、『松阪市防災情報メール』があり、災害発生時などに防災情報等をメールにて配信をしています。 災害対策本部を設置した場合、松阪市ホームページを災害時モードに切り替えて、災害に関する情報を中心に掲載します。また、市の公式SNS（Facebook、Twitter）を利用して、情報発信に努めています。 今後も、情報発信方法については、様々なツールがありますので、他市の状況を踏まえ調査、研究を重ねていきたいと考えております。今後も、ご意見などをお聞きしながら市民の皆様に情報が確実に伝わるように取り組んでまいりますので、ご理解の程お願い申し上げます。	防災対策課 電話：53-4313

令和３年度（2021年度）4月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
18	飯南地域振興局に問い合わせたのですが	まつさか香肌イレブンのご担当者様に、自身の方が専門性が高いと思いましたので整備方法について提案したのですが、受信確認メールはきたのですが回答の連絡はいただけず無視されているのでしょうか？遭難者を増やしそうな看板の設置だったので心配です。	この度は、こちらからのご連絡が大変遅くなり、誠に申し訳ございません。 　また、ご連絡いただきました看板について、ご迷惑をおかけし大変申し訳ございません。 　ご連絡いただいた看板ですが、お写真や看板の設置箇所が分かる資料などはありますでしょうか。 　お持ちであれば、こちらのメールアドレスに送付いただけますと幸いでございます。 　お写真を送付いただける場合は、写真データの容量が大きい場合受信できないことがあるため、大変お手数ではございますがギガファイル便にてお願いいたします。 　この度は、対応が遅くなり大変申し訳ございませんでした。	飯高地域振興局地域振興課 電話：46-7121
19	イベント募集について	スミマセン、あまり言いたくなかったのですが、三峰山登山者募集とか、コロナ対策を明記せずにイベント募集はしないで下さい。 　これは他のイベント企画でも一緒だと思います。今はぜひとも書くべきです。	イベント開催時には、しっかりとコロナ対策をしていますが、今後イベントを開催させていただく際には、チラシにも手指消毒などのコロナ対策を明記するなどの対応について検討させていただきます。	飯高地域振興局地域振興課 電話：46-7121